身体的拘束等の適正化の推進

厚生労働省 社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活·発達障害者支援室 虐待防止専門官/障害福祉専門官 松崎貴之

目的

<u>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること</u>等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

<u>身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、</u> 虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

区分	内容と具体例
身体的虐待	①暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

- ① **切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ② **非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- 1)組織による決定と個別支援計画への記載
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録
- 〇要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない
- 〇手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力 を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、 慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に 方法はないのか」等、「繰り返し自問する(疑問を抱き続け る)」ことが大切

身体拘束廃止未実施減算の適用要件(介護保険サービスとの比較)

障害福祉サービス等

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の入所者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ②~④の取り組みについても、障害福祉 サービスに義務化適用されます。(減算は 令和5年4月~)
 - ※ただし、相談支援事業や自立生活援助は 対象外です。
 - ※②の開催頻度は障害分野は「少なくとも 年1回は望ましいが、虐待防止委員会と関 係する職種などが相互に関係が深いと認め ることも可能であることから、虐待防止委 員会と一体的に設置・運営することも差し 支えない。
 - ※④の定期的な研修は年一回以上で、新規 採用時は必ず実施することが重要。

介護保険サービス

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他従業者に周知徹 底を図ること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、<mark>運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算</mark> 要件の追加を行う。
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- <u>訪問系サービスについても</u>、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する(訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済)。訪問系サービスについては、① から④を追加する。

- ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。
- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。(身体拘束廃止未実施減算5単位/日) ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体 拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、 特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の 変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用している ことに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・ 状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。
- 以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長:管理者

委員: 虐待防止責任者

(サービス管理責任者等) 看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者 サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- 各職員のチェックリストの実施
- 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化について の検討 等







虐待防止委員会

委員長:管理者

合同開

催む可能

委 員:**虐待防止責任者**

(サービス管理責任者等) 看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

合同開 催も可能

虐待防止委員会

委員長:管理者

委員:虐待防止責任者

(サービス管理責任者等)

看護師·事務長

利用者や家族の代表者苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者 サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について









事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者 サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- •各職員のチェックリストの実施
- 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について









令和3年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び 「流域」 精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」

☆「障害者虐待防止の効果的な体制整備」の部分で独立した検討委員会を組織して研究

目的

虐待防止委員会の設置を軸とした利用者の権利擁護・虐待防止等の取組を先駆的に行っている 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所の実例を把握し、取組のポイントを明らかにする。 特に、小規模な事業所における体制整備や、複数事業所による共同・連携等、事業所が取り組み やすい手法をとりまとめる。

検討委員	所属
◎曽根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科
岩上 洋一	一般社団法人 全国地域でくらそうネットワーク
岩崎 好宏	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会
片桐 公彦	社会福祉法人 みんなでいきる
野口直樹	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
林 晃弘	社会福祉法人フラット
平山 健二郎	社会福祉法人 南高愛隣会
原見 律子	千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課
三好 登志行	佐藤健宗法律事務所

取組事例集はコチラ↓

https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/disability-welfare-case-studies2022.pdf

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト①

身体拘束等を行う場合の必要事項の記録

- □ 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している
- ※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員 会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底

- □ 身体拘束適正化委員会を設置している
- ※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待 防止委員会と一体的に設置・運営も可能である
- □ 身体拘束適正化委員会を定期的(最低年 1 回以上)に開催している
- □ 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である
- □ 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成して いる

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト②

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の 定期的な開催・検討結果の周知徹底(続き)

- □ 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家(医師(精神科専門医等)、看護職員等)を活用するよう努めている
- □ 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備 している
- □ 身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の 適正性と適正化策を検討している
- ※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する
- ※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる
- □ 身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している
- □ 身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト③

職員への研修の実施

- □ 身体拘束等の適正化の研修を定期的に(年1回以上)実施している
- □ 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している
- □ 研修の実施内容の記録を行っている

身体拘束等の適正化のための指針の整備

- □ 指針には以下を盛り込んでいる
- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

小規模事業所の体制整備等における効果的な 取り組みのポイント①

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等 を行う場合の 必要事項の 記録	①記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、 それをたたき台にして検討を進める。
身体拘束等 の適正が対する 委員会の開催	②身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ③身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ④既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。 ⑤身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。

令和3年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」(PwC)

小規模事業所の体制整備等における効果的な 取り組みのポイント②

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	⑥身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ⑦域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ⑧研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
指針の整備	⑨身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成すること のみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形 を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

ご清聴ありがとうございました。